

一般競争入札説明書

この一般競争入札説明書は、一般財団法人京都府民総合交流事業団が発注する契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を説明したものである。

1 物品内容

- (1) 京都テルサ 会議室机及び椅子更新
- (2) 納入期日
令和6年12月31日まで
- (3) 納入場所
京都テルサ 会議室
- (4) 物品の特質等
仕様書のとおり

2 入札説明書及び一般競争入札参加資格審査申請書の交付等

- (1) 交付期間
令和6年10月2日（水）から令和6年10月9日（水）までの午前9時から午後3時まで
- (2) 交付場所
京都市南区東九条下殿田町70番地 一般財団法人京都府民総合交流事業団 京都テルサ事務室
- (3) 連絡先
075-692-3400 営業担当まで
- (4) 交付費用 無償

3 入札参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者で、一般競争入札参加資格確認においてその資格があると認められた者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 京都府内に主たる営業所があり、府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者
- (3) 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載していない者
- (4) 申請書の提出期間の最終日から入札の日までの期間に、京都府の指名競争入札について指名停止をされていない者であること
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）に該当しない者

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団及び暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

4 一般競争入札参加資格審査の手続

(1) 提出書類

入札に参加しようとする者は次に掲げる書類を提出し、審査を受けなければならない。

- ア 一般競争入札参加資格審査申請書
- イ 添付書類
 - (ア) 会社概要
 - (イ) 府税納税証明書
 - (ウ) 消費税及び地方消費税証明書
 - (エ) 取引使用印鑑届（別紙様式）
 - (オ) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状
 - (カ) 宣誓書（別紙様式）
 - (キ) 一般競争入札参加資格審査申請書類調書

- (2) 一般競争入札参加資格審査申請書および添付書類の提出期間及び提出場所
令和6年10月2日（水）から令和6年10月9日（水）まで

- ア 2の場所へ提出すること。

- イ 郵送する場合は書留郵便とすること。

- (3) 一般競争入札参加資格審査結果通知

書類の受領後、一般競争入札参加資格の審査を行い、その結果は令和6年10月11日（金）に、一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。

なお、当該資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

- (4) 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- ア 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、理事長に対し、書面により、一般競争入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

- イ 理事長は、アによる説明を求められたときは、令和6年10月18日（金）までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

- (5) 一般競争入札参加資格審査結果の取り消し

理事長は、一般競争入札参加資格があると認めた者が、次の各号の一に該当することとなったときは、4（3）による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- ア 一般競争入札参加資格があると認めた者が、入札日時までに、3に規定する入札参加者の資格を喪失したとき

- イ アに掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき

- ウ その他理事長が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき

5 郵送もしくは持参による入札書の提出期限及び取り扱い

<郵送による提出>

- (1) 入札書を郵送する場合は、2の場所へ書留で令和6年10月21日（月）午後1時までに必着のこと。

入札説明書に表示した時刻を過ぎて到着又は提出した入札書は、無効とする。この場合の到着とは、京都府民総合交流事業団において郵便局職員から当該郵便物を職員が受領したときをいう。

- (2) 郵便入札の方法による入札書の郵送・収受その他入札に付するまでの取り扱いは、次によるものとする。

- ア 入札書は、次により郵送するものとする。

- (ア) 入札書は、一葉ごとに所定の入札用封筒に入れ封印する。

- (イ) 入札用封筒を更に郵送用封筒に封入し、書留により郵送する。

- イ 入札書は、その到着後取り替え、変更及び取り消しは認めないものとする。

<持参による提出>

令和6年10月21日（月）午後1時までに京都テルサ事務室営業担当へ提出すること。

6 開札の日時

(1) 日時

令和6年10月22日（火） 14時

(2) 場所

京都市南区東九条下殿田町70番地
京都府民総合交流プラザ・京都テルサ

7 入札方法

(1) 入札書は持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

今回の入札は、立ち会いでの入札は行わない。

(2) 入札書提出時に入札価格を積算された物品費内訳書を、必ず入札書と一緒に添付すること。

(3) 落札の決定は、物品料金の総額の比較によって行う。なお、この物品料金の総額に必要な一切の諸費用を含めたものとする。

(4) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額の合計金額を入札書に記載すること。

(5) 入札執行回数は、原則として1回とする。落札者がいない場合は中止し、不調とする。

8 落札者の決定方法

(1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品合計が安価な落札者を決定するものとする。

9 無効及び失格

次の各号の一に該当する者がした入札は、無効又は失格とする。

(1) 入札に参加する資格のない者

(2) 同一人にして、同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者

(3) 予定価格を超える金額の入札をした者

(4) 物品内訳書の提出のない者

(5) 入札に関し、連合その他不正行為をした者

(6) 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者

(7) その他、入札条件に違反した者

10 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

11 契約書の締結

(1) 契約書は、一般財団法人京都府民総合交流事業団がこの一般競争入札説明書と共に提示する契約書案に基づき、2通を作成し、締結の証とするため一般財団法人京都府民総合交流事業団及び落札者が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

(2) 契約書案第1条第2号契約金額については、落札価格の範囲内で落札者の料金体系の区分により設定できるものとする。

(3) 契約書案の基本に抵触しない細則については落札者と協議のうえ決定できるものとする。

12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金は免除とする。
- (3) 本公告に関する問い合わせ先は2の交付場所に同じ。